

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和7年3月14日

鹿児島県知事 塩田康一

刺し網漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数	漁業を営む者 の資格
きびなご 流網漁業	甌島周辺及 び薩摩川内 市（平成16 年10月11日 現在におけ る川内市の 区域に限 る）以北の 北薩海域	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(2) 申請すべき期間

令和7年3月17日～令和7年4月4日まで

(3) 許可の有効期間

許可日～令和10年2月29日